

本国会召集日（昭和三十五年十二月二十六日）（月曜日）（午前零時現在）における本委員は、次の通りである。

する。請願（増田甲子七看紹介）（第二

9。 それでは前田榮之助君、山中吾郎

担金百六億円、国立学校運営費百二十

す。科学技術に関する教育、研究の振

充強化をはかることは、わが国の産業、経済発展の基礎をなすものであり、また国民所得倍増計画の達成を期する上においても不可欠の事柄であります。

このことにつきましては、従来からも鋭意努力を続けて参つたのでありますが、三十六年度予算案におきましてはさらに一段と力を注ぐこととし、初等中等教育、大学教育及び学術研究の各方面にわたって所要経費を増額計上いたしております。

まず、初等中等教育につきましては、理科教育及び産業教育関係の補助金を大幅に増額し、施設設備の改善充実をはかつておりますが、特に高等学校工業課程の拡充をはかるため、前に述べました一般校舎の整備をはかるほか、実験実習の施設設備の整備についても国庫補助を増額し、中堅技術者の不足に対処することとしたのであります。

次に大学教育につきましては、専門技術者養成のため、国立学校において理工系学生約千八百人を増募することとし、このために必要な学部学科の新設、改組を行ない、また原子力、基礎電子工学、防災科学等に関する基礎研究及び教育を推進するため、プラズマ研究所及び原爆放射能医学研究所の新設を初め、講座及び研究部門の拡充整備を行なうこととしたほか、教育研究の充実に向上をはかるため教育研究費及び教官研究旅費の増額、並びに施設設備の大幅な改善をはかることとしたのであります。

また、工業高等学校の拡充に関連して、工業教員の不足に対処するため、全国九つの国立大学に工業教員養成所を附置することとし、その他科学研究

費交付金、民間学術団体補助金等についても予算の増額を行なっております。

第三は教育の機会均等の確保と人材の開發であります。優秀な生徒で経済的に困窮している者に対して国がこれを援助し、その向学の志を全うさせることは、きわめて重要なことであります。

このため三十六年度予算案におきましては、特に育英奨学制度の拡充をはかり、特別奨学生の採用数を大幅に増加するとともに大学院にかかる奨学金準備を引き上げることとしたのであります。なお、沖縄在住の高等学校生徒に対しても特別奨学制度を実施するため、所要の資金援助を行なうこととしたのであります。

次に要保護、準要保護児童生徒対策、僻地教育、特殊教育等、恵まれない事情にある児童生徒に対する援助並びに教育につきましては、教育の機会均等の趣旨にのっとり、従来からも特に留意して参つたのでありますが、明年度におきましては、一段とこれが充実をはかることとしたのであります。すなわち、要保護、準要保護児童生徒対策につきましては、要保護、準要保護の児童生徒数の増加をはかるとともに新たに学用品費及び通学費について援助を行なうこととしたのであります。

僻地教育につきましては、僻地の小中学校のテレビ受像機、スクールバス、ボートの設置並びに僻地教員住宅の建築等について予算の増額を行ない、また特殊教育については養護学校及び特殊学級の普及並びに就学奨励費の拡充をはかるとともに、盲ろう学校生徒の新職業開拓等について新規に補助金を計上したのであります。

第四は勤労青少年教育、社会教育及び

び体育の振興普及であります。

国家社会の発展は、健全な青少年の育成に待つところ多大であり、勤労青少年教育の問題は、学校教育及び社会教育の両面にわたって深く考慮を払うべきところであります。

明年度予算案におきましては、定時制高等学校の施設設備の整備、定時制及び通信教育手当等の関係経費を増額いたしますとともに、夜間定時制高等学校につきましては、従来からの給食施設費補助金のほか新たに夜食費補助金を計上し、また社会教育の面におきましては、青年学級の充実振興、青年の家、青年活動の助成等に要する経費を増額計上いたしております。

次に、社会教育につきましては、社会教育指導者の養成、社会教育関係団体の助成、婦人学級の振興等につきまして従来に引き続き所要経費を計上しておりますが、公民館、図書館等の施設設備の整備については特に配意し、予算の増額をはかっているものであります。

次に体育は、国民の健康を維持増進し、その生活を明るくする上に重要な意義を持つものであります。オリンピック東京大会を三年後に控え、その意義を高めるためにもこれが普及振興に努めることはきわめて重要であります。

まづ、オリンピック東京大会の準備といたしましては、オリンピック組織委員会の機構の拡充、国立競技場の拡充整備及び競技技術の向上をはかるため、関係予算の増額を行なっております。

また国民一般に対する体育の普及奨励をはかるためには体育館、プール等

の体育施設の整備、青少年スポーツ活動の振興助成等のため必要な経費を計上いたしましたのであります。

第五は私立学校教育の振興助成であります。私立学校教育の重要性については、あらためて申すまでもないところであります。明年度予算案におきましては、本年度に引き続き関係経費を大幅に増額し、合計二十四億五千万円余を計上いたしております。そのおもなものとしましては、私立学校振興会出資金として高等学校生徒急増対策の分も含め、八億円を計上いたしますとともに、私立大学理科特別助成費に十億円余、私立大学研究設備助成費に五億五千万円余を計上し、科学技術教育振興の趣旨に沿うこととしたのであります。

以上のほか、教職員の研修のための教育会館の建設、中学校生徒の全国学力テスト、高等学校普通課程における家庭科設備の充実、国際文化の交流、ユネスコ事業、文化財保存事業等についても所要経費を計上いたしたのであります。

以上、文部省所管予算案につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。

○濱野委員長 次に安嶋會計課長より文部省所管予算案に関する詳細説明を求めます。安嶋會計課長。

○安嶋政府委員 お手元にお配りいたしました予算要求額事項別表につきまして、ただいまの大臣の御説明を補足して御説明申し上げます。順を追って申し上げます。

最初が初等中等教育の改善充実でございます。その第一は義務教育費国庫負担金の総額は千三百四十三億四千万

でございます。文部省所管予算全体の約五五割を占めております。義務教育費国庫負担金の中の一、二は大きなものももちろん給与費でございます。その点につきましては前年度に對しまして百六億円の増額となつております。

明年度におきましては小学校の児童が七十九万七千人減少いたします。逆に中学校の生徒が九十七万八千人増加いたします。差し引き児童生徒数におきまして十八万一千人の増ということになっております。これに伴いまして、教職員の数でございますが、小学校におきまして一万三千八百九十八人の減、中学校におきまして二万二千四百六十四人の増ということになっております。差し引き教職員の定数にいたしまして八千五百六十六人の増を見込んでおるわけであります。

なお、すし詰め解消の五カ年計画でございますが、ただいま申し上げました通り、中学校の自然増が非常に激しいわけでございますので、三十六年度はすし詰め解消の点につきましては、三十五年度の暫定的な学級編成基準を踏襲することにしたのであります。すし詰め解消の五カ年計画の全体につきましては、これは変更がないということでございます。三十八年度までは既定計画通り五カ年計画を遂行する考えでございまして、増加額の内訳でございますが、まず昇給原資といたしまして約二十八億円が見込まれております。これはただいま申し上げました八千五百六十六人の増に見合う分でございます。十八億円になっております。

次に教職員の増でございますが、これはただいま申し上げました八千五百六十六人の増に見合う分でございます。十八億円になっております。

次は旅費、宿日直手当の増でござい
ますが、旅費につきましては従前の四
千円の単価を四千四百円といたしてお
ります。日直手当、宿直手当につきま
しても実績に基づきまして若干の引き

六年の不足校舎の繰り上げでございまして、実質的にはもとより減が立っているわけではないのであります。

中身でございしますが、まず不正常増業解消分といたしまして、先ほど申し

の改築、それから高等学校建物の整備、それから高等学校の危険建物の改築につきましては、構造比率を一〇%引き上げております。従来は木造五〇%、耐火造五〇%でございましたが、

でに始まっているわけでございますが、それを拡充したいということ、それから本部の事務機構を強化いたしました、強制徴収に関する係を強化していきたい、そういった事項が補助金の

なっております。また、標準保護の比率を従前
の二割を四割に引き上げております。また、
事項といたしまして、新規に入りまし
たものは、学用品の補助、それから

くりまして通学費の補助のこの二つでございまして。その他の点につきましては、率が上がったということ、それから修学旅行費につきましても単価がかなり大幅に改善されているということ、その他若干の変更がございまして、考え方としてはおおむね従前の線を踏襲いたしております。

次は、四ページの僻地教育の振興でございまして、この点につきましても従前に引き続いて教員住宅、バス、ポルト、発電機、テレビ受像機、そういった関係の経費を若干ずつ増加いたしております。なお、発電機につきましましては、前年度に比べますと二百二十三万九千円の減が立っております。これは農林省に計上されております農山漁村電気導入促進事業費の補助金が大幅にふえておりますので、その関係でこちらの補助金が若干減少したということになっておるわけでございまして。

次は、特殊教育の振興でございまして、新職業の開拓といたしまして新規に五百八十万円の補助金を計上いたしております。盲ろう学校生徒の職業と申しますと、通常は、はり、きゅう、あんまということになるわけでございまして、そのほか金工、電気機械、彫金、そういった関係の新しい職業技術を身につけさせたいということのための補助金でございまして。

次は、特殊教育学校への就学奨励でございまして、まず小、中学につきましては、先ほど申し上げました点に対応いたしまして、学用品の購入費を援助の対象として新たに取上げております。ページをめくりまして高等部でございまして、高等部につきましましては、新規に寄宿舎費、これは食費でござい

ます。食費を新たに援助の対象にいたしております。なお、援助の率でございまして、従前六〇％であったものを七〇％に引き上げております。

次は、養護学校及び特殊学級の設備の整備でございまして、大体従前の線に沿った整備をさらに促進をするということにいたしております。考え方として特に変わった点はございせんが、ただスクール・バスにつきましましては、盲ろう学校分が三台の中に含まれておるといふ点が従前とやや違う点かと思ひます。

次は、中学校生徒の全国一斉学力テストでございまして、備考にもございまして、中学校の二年生、三年生を対象にいたしまして、国語、社会等の五教科について一斉学力テストを行なうための経費でございまして。このテストは、現在行なわれております教育の反省、改善の資料を得たいという、そういう趣旨で行なわれるものでございまして。

次は、国立学校の整備拡充でございまして、まず基準的な経費といたしまして、大学院の研究科担当手当、これは従前、教授についてのみ支給されておりましたが、新たに助教、講師にも支給されることになりました。七〇支給と書いてございまして、これは七〇に相当する定額の支給でございまして。それから教官研究費は二〇％増、教官研究旅費は三〇％増といたしております。それから新規事項といたしましては、国立大学におきまして理工系の学生千七百九十人を増募する。これは所得倍増計画の達成のための科学技術教育の振興ということでござい

ますが、そのために、大阪大学の基礎工学部、それから宇都宮、新潟、山口の三つの工業短期大学を新設することにしたところでございまして。その他機械工学科、電気工学科、応用化学科等を中心といたしまして、学科の新設、拡充、改組等を行なっておりますのでございまして。全体で千七百九十人の増募をいたすことにいたしております。

めくりまして、次の定員でございまして、次に、工業教員養成所を新設することにしたところでございまして。高等学校の工業課程を拡充することになりまして、何と申しまして、一番の隘路は工業の教科を担当する教員が著しく不足しておるといふ点でございまして、これを緊急に充足するために工業教員養成所を設けたいということでござい

ます。九カ所、九大学に設置する予定でございまして、入学定員は八百八十人でございまして。それから大学附属病院でございまして、これは新規の事項といたしましては泌尿器科、麻酔科、放射線科等の診療科を六大学に増設することにしたところでございまして。その他医療費を従来の実績に倣しまして大幅に増額をしたという点が、従前と変わった点でござい

ます。次は、大学の付置研究所でございまして、まず研究所の創設といたしましては、先ほど大臣からも御説明がございましたように、プラズマ研究所、これは名古屋大学に付置されます。それから原爆放射能医学研究所、これは広島大学に付置されますが、この二つの研究所が新設されることになっております。その他、部門の新設等といたしましては、基礎電子工学防災科学等に重点を置いて整備をはかることにいた

しております。次は、在外研究員の派遣でございまして、これは員数をかなりふやしたという点でございまして。

それから、その次は国立学校等の施設整備でございまして、前年度四十三億円余が七十一億円余とかなり大幅に伸びております。ややおくれぎみであつた国立学校の整備がこれによってかなり推進されるものと思ひます。

次は、科学技術教育の振興でございまして、まず理科教育振興費の補助金でございまして、これが五億五千万円から八億に増額されております。次の理科教育センターにつきましましては前年度とほぼ同額の五千万円が五カ所分として計上されております。

次は、産業教育負担補助金でございまして、まず、先ほど申し上げましたように、高等学校の工業課程を拡充整備するための新設課程の設備と施設の補助金につきましましては、従前の三分の一の補助率を二分の一に引き上げております。次に内容でございまして、設備更新費は前年度の五千万円が一億になっております。特別設備費は従来農業、工業、水産のみが対象になっておりましたが、新たに商業と家庭が対象にされております。次は新設課程でございまして、三十六年度におきまして八十五課程を新設することにしたところでございまして。この内容は機械課程、電気課程、工業化学課程、建築課程、土木課程でございまして。八十五課程で一万人の高等学校の工業課程の生徒が増募されることになっております。

それから少し省略をさせていただきますが、これはやはり新設課程の実験、実習工場

等施設費でございまして、これも八十五課程分を計上いたしております。補助率は先ほど申し上げましたように三分の一を二分の一に引き上げておるわけでございまして。次のページに参りまして中学校の設備でございまして、これは教育課程の改訂に伴う技術・家庭科の設備ということにございまして、六億円余が計上されております。前年度の二倍をこえる増額でございまして。

次は、工業教員養成所でございまして、これは再掲でございまして、説明は省略させていただきます。

その次は科学研究の振興でございまして、前年度に比べまして、三億七千万円ばかり、約一割でございまして、増額になっております。もちろん、中心は科学研究費の交付金でございまして。その次は史料館の施設の整備でございまして、これは民俗博物館の所蔵品をここに収容するという目的のための施設の整備費でございまして。

次は、民間学術研究団体の補助でございまして、これは前年に比べて若干の増額になっておりますが、ただ、補助率のきわめて低いものにつきましまして若干整理をいたしております。

ります。これは東アジア文化の研究自体をやる施設と申しますよりは、研究のための連絡、資料の提供、そういった関係の仕事を担当する機関でございます。

次は南極の観測事業でございますが、これはこの予算をもって終わるわけでございます、いわゆる日帰りの予算になっておるわけでございます。次は社会教育文化の振興でございますが、全体といたしましてそれぞれ増額になっておりますが、特に重点を置きました点は、先ほど大臣の御説明にもございましたように、社会教育施設の整備でございます、八ページの一番終わりの行がそれに該当するわけでありまして、従前の一億二千六百万が一億六千八百万ということになっておりまして、公民館八十三館、その他図書館、博物館等の整備を行なう予算でございます。ページをめくりまして、設備につきましては備考に書いてございますような各品目につきまして補助をするものが総額の中に含まれておるわけでございます。

視聴覚教育の振興につきましては、これは大体従前の予算額を踏襲いたしております。僻地の小、中学校に対するテレビ受像機の補助につきましては、従前の約三百校を四百校にふやしております。

それから九ページに参りまして、芸術の振興でございますが、従前から行なっております芸術選奨及び芸術祭の経費のほか、新たに県、各府県において行なわれております展覧会の代表的な作品を選抜いたしまして、これを東京に集めて展覧するというための経費が新たに計上されております。

次の国立近代美術館の施設の整備でございますが、これは増築でございます。

その次に、勤労青少年教育の確立でございますが、大体従前の方針をさらに進めておるわけでございます。特に新規として入りましたものは、定時制高等学校の夜食費の補助でございます。これは備考にもございますように、三十グラムのミルクをそういう定時制高等学校の生徒に給食をする場合に、その経費の二分の一を国が補助するという経費でございます。

その次は定時制高等学校の給食施設設備費の補助でございますが、これが前年度に比べてやや減少いたしております。従来の実績にかんがみてこの程度にいたしたわけでございます。

次は青年学級の振興でございますが、この点につきましては、かなり重点を置きまして、大幅な増額をはかっております。従前の七千八百万が一億二千万になっております。内容的に特に著しく変わっておりますところは、職業青年学級でございます。従前は二百六十学級を横算いたしておりますが、本年度は千六百学級と、かなり大幅に学級の数をふやしておるわけでありまして。

なお実験学級でございますが、これも事項としては新規でございます、やや高度の青年学級を実験的に奨励してみたいということでありまして。

次は体育の振興でございますが、オリンピック東京大会実施の準備といたしまして、まず国立競技場の拡充整備をいたさなければならぬわけでございます。十億円の国庫債務負担行為をお願いいたしておりますが、そのうち

約一億円を本年度の工事費として予算に計上いたしております。

その次は組織委員会の機構の拡充のための補助金の増額、それから競技技術の向上、選手強化のための予算でございます。そういったものが計上されております。

次のページの体育施設の整備でございますが、これも重点を置いたものの一つでございます。前年度の五千三百万円が一億二千六百万と二倍以上になっております。

それから国民体育大会の補助、国際スポーツ交歓、体育振興特別助成費等につきましては、備考をごらんいただきます。特に申し上げる点はありません。

次のページでございますが、学校安全会の事業の助成、これについても加入率が非常に高まったこと、それから事務費を若干ふやしたこと等が内容でございます。

次は学校給食の助成でございますが、まず施設設備費の補助につきましては、前年度に對しまして約五千九百万円の増額ということになっております。なお事項として新規に入っております点は、僻地の学校におきますミルク給食の施設設備費の補助金が新たに計上されたという点が新しい点でございます。

それから食糧管理特別会計への繰り入れでございますが、これは小麦粉百グラムについて一円ということ、前年度と同額を計上しております。

次は私学振興でございますが、総額において約十億の増額になっておりますが、私学振興会に對する出資金が三億から八億で、五億円の増額になって

おります。その他は理科特別助成、研究設備の助成、そういった関係の予算の増となっておりまして。なお新規といたしましては、私立の特殊教育諸学校振興に對する補助金がございまして。私立の特殊教育学校は非常に特色のある教育を行なっておるわけであります。この教育を振興するための設備費を補助したいということでございます。

次は国際文化の交流であります。まず第一は沖繩の教育に對する協力援助、その第一は、沖繩教員の内地派遣研究制度の実施でございますが、新規に往復の渡航費を補助対象といたしております。

それから国費沖繩学生の招致でございますが、これは二百六十三人を計上しております。新規といたしましては、沖繩の医師、歯科医師の不足、それから琉球大学の教官要員、そういった学生の教育を新規にやるものでございます。

それから沖繩の現職教員再教育講習会への講師の派遣、それから琉球大学への教授の派遣、これはいずれも新規でございます。

それから沖繩生徒特別奨学生資金援助金、これは新規の事項でございます。これは二千万円計上しております。これは日本政府から琉球政府に對する贈与金という形で予算の執行が行なわれるわけでございますが、その資金をもって琉球政府が沖繩の高等学校生徒のために特別奨学生制度を実施するという予定でございます。

次は国費外国人留學生の招致でございますが、数をふやしますほか、研究留學生等につきましては、従前の二万円の給与を二万五千円に引き上げる等

の措置を講じております。

次に文化財保存事業でございますが、全体といたしまして一億二千万円の増額になっております。従前の保存事業をさらに推進したいということでございまして、特に従前と違います点は、十二ページにございまして、国重要文化財等の買い上げの経費がかなり大幅に増額になっております。

次の国立劇場の建設につきましては、前年と同額の予算を計上いたしております。建築設計の懸賞募集を予定しておるわけでありまして。

次は国立博物館の施設の整備でございますが、これは法隆寺の献納御物を収容するための収蔵庫建設のための経費でございます。

それから次は人に伴う経費でございますが、文部本省におきまして二十一名の増員が行なわれております。それから常勤勤務者、臨時筆生等からの定員化を百五十四人予定しております。

なお課の新設といたしましては大学院課、婦人教育課、の二課を予定いたしております。

次に所轄機関でございますが、新規の増員といたしまして、国立教育研究所三人、遺伝学研究所三人。定員化は常務、臨筆からのものであります。文化財保護委員会の定員化も八十三人を予定いたしております。

以上概要御説明申し上げましたが、総額は二千四百十六億円でございまして、補正後の予算に對しまして二百七十五億円の増でございますが、補正前の予算、三十五年度の当初予算に比べまして、四百六十八億円の増ということになっております。

○濱野委員長 次に、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び就学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案、及び盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題とし、その提案理由の説明を聴取いたします。荒木文部大臣。

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び就学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び就学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び就学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律

第一条中「児童及び生徒のため教科用図書及び就学旅行費の給与を行う」を「児童及び生徒について教科用図書を給与する等就学奨励を行なう」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「若しくはその購入費」の下に「学用品若しくはその購入費、児童若しくは生徒の通学に要する交通費を加え、」小学校の第六学年の児童若しくは中学校の第三学年の生徒に係る修学

旅行費を児童若しくは生徒の修学旅行費に改め、同条第一号中「教科用図書又はその購入費」を「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費に改める。」

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒のため学用品若しくはその購入費又は通学に要する交通費の給与を行なう地方公共団体に對し、国が必要なる援助を与えることとし、もつて小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

六 学用品の購入費

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

盲学校、聾学校又は養護学校の小学部又は中学部に就学する者について学用品の購入費の全部又は一部を支弁する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○荒木国務大臣 今回政府から提出いたしました就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び就学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、経済的な理由により就学困難な事情にある児童生徒に對しましては、義務教育の円滑な実施に資するため、この法律に基づき教科用図書及び就学旅行に要する経費について、国の補助の制度が設けられておりますが、今回新たに学用品費及び児童生徒の通学に要する経費についても国が補助することとしたと存するのであります。

すなわち、学用品は児童生徒が学習を行うため必要欠くべからざるものであり、その購入に要する経費は、困窮家庭にとつては相当の負担となつております。また、遠距離通学をする児童生徒の交通費も、困窮家庭にとつてはかなりの重荷となつていのであります。そこで、このような困窮家庭の児童生徒に對して、学用品もしくはその購入費及び通学に要する交通費を給与する市町村に對しては、国は予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することとし、もつて就学の奨励を一そう推進しようとするものであります。

なお、国の援助の範囲の拡大に伴ひまして、法律の題名を就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律と改めることにいたしました。

次に、修学旅行費の補助については、従来、小学校第六学年、中学校第三学年における修学旅行に要する経費に限つて補助の対象としてきたのであります。が、僻地等においては、児童生徒数が少ない等の理由により、最高学年以外の低学年の児童生徒もあわせて修学旅行に参加させる例もあつたので、これらの実情をも考慮し、最高学年以外の児童生徒の修学旅行に要する経費についても、補助の対象とするにとつたのであります。

続きまして、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律が昭和二十九年に制定されて以来、これらの学校への就学の奨励はきわめて大きな効果をおさめてきておりますが、さらに就学の普及奨励をはかるため、今回この法律の一部を改正し、小学部及び中学部の児童生徒に對し、学用品の購入費を新たに就学奨励費の対象に加えることとしたのであります。

以上が両法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○濱野委員長 次に委員派遣申請に關

しお諮りいたします。

過日の豪雪害による被害状況調査のため、関係各委員会より合同して委員を派遣してその実情を調査することに、常任委員長会議の協議がなされたのであります。当委員会としても文教施設等の雪害の実情調査のため委員を派遣することに決したいと思ひます。

つきましては、委員派遣の申請書の提出手続及び人選、時期等は委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。

本日はこの程度とし、次会は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会